



*実験の内容の詳細について、実験群、処置内容、使用材料等を記入して下さい。					
倫理基準カテゴリー分類 (別表により記載して下さい。)	A	B	C	D	E
苦痛軽減方法及び 安楽死の方法	(倫理基準カテゴリーの分類で、CおよびDの実験については、苦痛軽減方法を記述して下さい。)				
	安楽死の方法：	薬物使用(使用麻酔薬等： )			
	物理的方法				
	頸椎脱臼		頭部打撲		断頭
	その他( )				

*動物実験委員会の意見等 (利用者は記入しないでください。)					
*動物実験委員会の判定					
承認する					
承認しない					
動物実験委員会承認日： 20                    年                    月                    日                    号)					
動物実験許可番号            : (第                    号)					
宝塚医療大学 動物実験委員会委員長					印

## 別表

## 倫理基準に基づいた医学生物学実験分類

カテゴリー	処置例
<b>カテゴリー A</b> 無脊椎動物を用いた実験、発育卵または脊椎動物の一部を用いた実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無脊椎動物を用いた研究。</li> <li>・組織培養または剖検、屠場より得た組織を用いた研究。</li> <li>・発育卵を用いた研究。</li> </ul> 注) 無脊椎動物も神経を持ち刺激には反応することから動物倫理の精神に則って扱わなければならない。
<b>カテゴリー B</b> 脊椎動物に対し、ほとんどまたはまったく不快感を与えないと思われる実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を保管したり、動物の体を検査したり、または採血などの簡単な処置を行うこと。</li> <li>・短時間(2～3時間)飼料や水を与えないこと。</li> <li>・深麻酔により意識のない動物を用いた実験。</li> <li>・あまり有害でない物質を注射すること。</li> <li>・標準的な安楽死法で瞬時に殺処分する場合。(例: 多量の麻酔薬投与、軽度の麻酔下で鎮静状態の動物を断首することなど)</li> </ul>
<b>カテゴリー C</b> 脊椎動物に対し、軽微なストレスまたは痛み(短時間持続)を伴う実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること。</li> <li>・行動学的実験で意識のある動物に対し短時間ストレスを伴う保定を行うこと。</li> <li>・フロイントのアジュバンドを用いた免疫、苦痛を伴う刺激を与える実験で動物がその刺激から逃れられる場合。</li> <li>・麻酔状態における外科的処置で処置後も多少の不快感が伴うもの。</li> </ul> 注) カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続期間により配慮が必要になる。
<b>カテゴリー D</b> 脊椎動物に対し、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動学的実験において、故意にストレスを加えること。</li> <li>・麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。</li> <li>・苦痛を伴う解剖学的または生理学的処置、苦痛を伴う刺激を与える実験で動物がその刺激から逃れられない場合。</li> <li>・長時間(数時間以上あるいはそれ以上)にわたり、無麻酔下で動物の体を保定すること。</li> <li>・母親を処分し代理親を与えること、攻撃的な行動をとらせ自分自身または同種他個体を損傷させること。</li> <li>・麻酔薬を使用せず痛みを与えること。(例: 毒性試験で動物を死に至らしめる場合など)</li> <li>・動物が耐えることができる最大の痛みに近い痛みを与えること、つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合。(例: 放射線障害をおこすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など)</li> </ul> 注) カテゴリーDに属する実験は、動物の苦痛を最小限に、または苦痛の排除のために別の実験計画を考案する責任が研究者にある。
<b>カテゴリー E</b> 脊椎動物に対し、無麻酔で意識ある動物に耐え難い痛みを与える処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術時の保定に麻酔薬を使わずに筋弛緩薬、麻酔性薬(例: サクシエルコリン、その他クラーレ様作用をもつ薬剤)を使うこと。</li> <li>・無麻酔の動物に火傷や外傷をひきおこすこと。</li> <li>・精神病のような行動をおこさせること。</li> <li>・電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと。</li> <li>・避けることのできない重度のストレスを与えること、ストレスを与えて殺すこと。</li> </ul> 注) カテゴリーEの実験は、得られる結果が重要であっても決して行ってはならない。

(注) この分類は国立大学法人動物実験施設協議会から平成16年6月4日付けで公開された「動物実験処置の苦痛分類(SCAW分類)に関する解説」に基づく